

身寄りなきネコが問いかける「動物愛護法の矛盾と欠陥」

公害・感染症・生態系破壊の温床ともなり得るわが国の欠陥制度をめぐって

諸坂佐利 神奈川大学法学部准教授

多くの人々にとってイヌやネコなどのペットは、「物」でも2020年06月02日「おもちゃ」でもなく「家族」そのものである。かれらは飼い主によって守られているだけでなく、ペットに関する基本法である「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動物愛護法」という）に基づき、人（社会）を介して愛され保護される存在となる。一方で、ひとたび屋外に放置され、人々に健康被害をもたらしたり、農作物を荒らしたりして私たちの社会生活を脅かす存在となると、外来生物法や鳥獣保護管理法などに基づいて、駆除・根絶を目指す対象ともなる。ペットは人に愛され保護されるだけでなく、人（社会）によって適切に管理されるべき対象でもあるのだ。

ところが現行の動物愛護法は、理念的、抽象的な規定のオンパレードで、どう保護し管理したらいいのかという具体性に欠け、愛護政策としての実効性（実現可能性と持続可能性）に乏しい。中でも決定的な欠陥は、定義規定の欠如と適用範囲の不明確性の2点であると、筆者は考えている。この2点は、動物愛護政策上も、また公害や感染症などの公衆衛生政策上も、さらには自然生態系保全政策上も、由々しき問題となっていることを以下に解説する。

法制度の曖昧さが生む飼い主の無責任

およそペットを飼うとは、定期的に餌や水を与え、日々の健康や安全を見守り、時に一緒に戯れながら生活を共にすることをいうと思われるが、動物愛護法ではこの「飼う（＝飼養）」という基本中の基本の用語に関する定義規定がない。さらに、「飼養」に似通った用語として「管理」や「保管」といった用語も随所に散見されるが、どういった文脈でこれらの用語を使い分けているか全くもって不明である。また同法では、「愛護」や「虐待」といった重要な言葉の定義規定もない。



動物愛護法の基本用語である「飼養」は、定義がないため意味が不明確だ

法の世界では、使用する用語の定義を明確にしておかないと、ある問題について解釈が人によってバラバラになってしまい、得てして自分に都合のよいように解釈してしまい、何らかの事件・事故とおぼしき事態が発生しても警察や行政が迅速かつ的確に対処できないといった問題につながる。

「飼養」の定義が曖昧であることで生じる問題の一つが「放し飼い」の横行である。しかしながら飼い主がペットを屋外に放置する、あるいは屋内外を自由に行き来できるようにしている放し飼いは、そもそも「飼養」といえるのか。飼い主が適正に「管理」または「保管」しているといえるのか。

思うに、屋外に放出されれば、そのペット自身、寒暖風雨にさらされ、天敵からの攻撃、感染症、交通事故などの危険にも常に見舞われることとなる。これは健康保持、安全確保の観点から消極的虐待（ネグレクト）に当たる恐れはないだ

ろうか。動物愛護法にいう「愛護」という概念の中には、一部「動物福祉」(animal welfare)という意義を認めるが(第2条第2項)、この「放し飼い」は、飼い主がペットを愛し保護するという責任を放棄した、反「福祉」的状態以外の何物でもないのではないか。

カエルや昆虫は虐待しても罰則なし

もう一点は、動物愛護法がいかなる動物をその適用範囲(保護対象)とするか、法文上、判然としない点だ。対象とは「愛護動物」だと考えている方もおられるかもしれないが、その解釈は間違いである。愛護動物という用語は、動物への殺傷、虐待に対する処罰規定(第44条)で初登場し、処罰の対象範囲を指示しているだけで、法の適用範囲を指す用語ではない。

またその愛護動物も哺乳類、鳥類または爬虫類に限定されているので、例えば両生類であるカエルや、魚、昆虫を合理的理由・根拠もなしに殺傷しても動物愛護法で処罰されることはない。かといって、両生類や昆虫は、本源的に「愛護」の対象から外してもよいとすると、法の理念と合致しなくなってしまう。なぜなら同法の目的は「生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに...人と動物の共生する社会の実現を図ること」だからである(第1条)。法の趣旨、理念から推断するに、両生類、魚類、昆虫などもペットとして飼養する場合には、当然のごとく、愛玩動物として愛護の対象とされるなければならないだろう。



放し飼いされたペットはさまざまな危険にさらされる

一方で、動物愛護法の教科書を確認すると、どの教科書にも「動物愛護法の対象動物とは、人とのかかわりがある動物」、「人が所有または占有し、かつその者の管理下にある動物」、すなわち「純粋な野生状態にある動物以外の飼養動物」と解している。ここでポイントになるのが「人とのかかわり」「人の所有、占有、管理下にある動物」「飼養動物」という考え方だ。

法のグレーゾーンにいるノラネコ、アライグマ...

しかしそうすると、例えばノラネコは、果たして動物愛護法の適用を受けるのか対象なのかという疑問も浮上する。確かにノラネコも地域社会という広義の「人とのかかわり」の中でくらしている。他方、ノラネコへの虐待、殺傷行為は、同法に基づき処罰される(第44条)。そういった観点からすると、ノラネコは動物愛護法の保護対象かと思われる。



動物愛護法がどんな動物を保護対象とするかも判然としない

だが、ノラネコには飼い主がない。つまり「人の所有・占有、管理」下にある飼養動物ではないのだ。ノラネコを動物愛護法の対象にするのならば、特定外来生物のアライグマや、日本及び世界の侵略的外来種ワースト100にも挙げられるカイウサギなども、動物愛護法の下で保護しなければならなくなる。しかしながら、それでは我が国の固有種や自然生態系の保全、農林水産業の被害防止などの政策の全否定にもなりかねない。ちなみに生物種としてのネコもカイウサギ

同様、日本及び世界の侵略的外来種ワースト100に列挙されているのだ。

また仮に、ノラネコが動物愛護法の下で保護される存在だとするならば、かれらへの愛護(福祉)的アプローチとは、かれらを野良(屋外放置)の状態から脱

却させ、交通事故や感染症等のリスクを可能な限り軽減させることに尽きるはずだ。その意味では、ノラネコ状態の維持を前提とする地域ネコ活動や、TNR（捕獲／Trap、不妊去勢手術／Neuter、元の場所に戻す／Return）は、ノラネコ対策のゴールであってはならない。

昨今、ノラネコを取り上げたテレビ番組まであり、多くの人々はノラネコを「かわいい」とか、「癒やされる」「呑気、のんびりで羨ましい」などと思っているかもしれない。しかし私たちが画面を通じて眺めているのは、ノラネコの生活のほんの一コマだということを忘れてはならない。

人もネコも生態系も守る動物愛護法体制を

ノラネコや放し飼いネコの問題は、これだけではない。すなわち現在、全国至る所で、ノラネコや放し飼いネコによる糞尿悪臭などによる公害問題が起きている。他方、トキソプラズマ症や重症熱性血小板減少症候群（SFTS）といった人獣共通（動物由来）感染症問題の観点からも安閑としていられない。トキソプラズマ症とは、ノラネコや放し飼いネコの糞に寄生虫トキソプラズマが混入し、それが何らかの経路をたどり人体に入ると、重篤な場合、様々な精神疾患を発症させる。

SFTSに至っては、国立感染症研究所の報告によると、治療は対症療法しかなく、有効な薬剤やワクチンはない。致死率は最高30%とある。なお同研究所による最新データ（2020年4月29日）によると、2013年の統計開始以来、西日本を中心に507名の感染者が確認され、そのうち死亡者は70名にも上り、単純に計算して致死率がなんと約14%である。実はこの数値は、現在、世界的パンデミックを起こしている新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の死亡率をはるかに超える深刻な数値なのである。

またノラネコや放し飼いネコなどは、豚熱（豚コレラ、CFS）、口蹄疫などの病原体を運搬、拡散させてしまうという問題（これを「機械的伝播」という。）も指摘され、家畜伝染病対策の観点からも十分な警戒が必要である。ちなみにドイツでは畜舎周辺で犬猫の放し飼いをするだけで約400万円の罰金刑に処せられる。



日本でも他の国でも、ネコは代表的な侵略的外来種だ

昨今、ノラネコ対策として、地域ネコ活動やTNRが全国的に展開されつつあり、かつメディアでも時折取り上げられるが、ネコ問題解決のゴールとは、一定の地域にいるネコの数をゼロにすることに尽きる。雌雄いずれか一匹でもいれば糞尿公害、感染症リスクはゼロにはならず、ましてや繁殖能力を有する雌雄一匹ずつが野放しになれば、地域ネコ活動もTNRも、相当の確実性をもってエンドレスゲームになることは容易に想像できる。

これらの活動の実効性を高めるには、当該地域へのネコの新規侵入や遺棄を阻止し、かつ動物愛護法において、室内飼養や不妊去勢措置の厳格化、さらには放し飼いネコやノラネコへの餌やりの禁止、多頭飼養規制などを行うことが必須であろう。すなわち「蛇口を閉める」対策なしに地域ネコ活動やTNRを推進しても徒労に帰すだけで、問題の解決はおろか、法の目指す愛護精神の醸成にも繋がらない。

ペット問題を抜本的に解決するには、動物愛護法が法の目的の実現にむけて明確な概念を打ち出し、単に飼い主のモラルに訴えたり地域ボランティア等の協働に依存したりするのではなく、ペットと飼い主や関連事業者への規制行政も視野に入れた制度を構築しなければならない。「飼養」や「管理」といった用語の定

義規定や、同法が対象とする生物の範囲などは、その基盤であり、整備は不可欠だ。外来種対策や感染症対策に係る他の法制度との整合性もらねばならない。早晚、再度の抜本の見直しが必要であると考え。

※参考文献として、筆者の論説が「NPO法人国立動物園をつくる会」のホームページから無料でダウンロードできます。

コメント [利用規約](#)

コメントを入力する(最大500文字)

コメント投稿時には、利用規約を確認・同意したものとみなさせていただきます。

0/500

名前(任意30文字以内)

規約に同意して投稿する

人気順 ▼

あられ ID: a06d29

通常、成人がトキソプラズマに感染してもおよそ8割は症状がなく、2割でリンパ節腫脹や発熱、筋肉痛、疲労感など感冒様の亜急性症状が出現し、数週間で回復する。

▼世界的なパンデミックは 何故起こっていないのか?

「蛇口を閉める」対策の中に、生体販売に触れないのは何故か?

👍5 🗨️3 返信する ツイート 4日前

no name ID: 75d887

地域猫活動は不妊、去勢手術、猫トラブルを解決し、地域環境を保全する活動です。野良猫と呼ばれる存在の猫をなくすためには、不妊、去勢手術の徹底と遺棄をしないという人間の啓発が必要不可欠です。

今、いる野良猫は過去にペスト菌などから人間を守る為に、ネズミから穀物を守る為に野に放たれた猫達の子孫です。

サザエさんのタマがまだまだ、沢山いる人間社会の認識を変えることが必要です... [続きを表示](#)

👍8 🗨️5 返信する ツイート 5日前

no name ID: 9f4192

良記事。所謂地域猫は猫被害による衛生環境の悪化が防げない等、重大な欠陥がある。近年は所有者不明猫の違法な引き取り拒否も多発している。動物愛護管理法は管理面の大幅な改善が必要。

👍5 🗨️4 返信する ツイート 5日前

>> [続きを表示 \(2件\)](#)

Powered by ユーザーローカルAIコメント

レコメンド (提供: Outbrain)



人と動物の関係にもコロナウイルスの影響が
論座



ブロッコリースプラウトが肝臓に良い? 気になるそのワケ
カゴメ on 日刊ゲンダイ



JA夕張市 夕張メロン (個撰品) / 1.6kg x 3玉
TBSishop



インターナショナルスクールへの誤解と小室圭氏
論座



なぜファンは進次郎氏を見捨てたのか
論座



コロナ禍で問われる「有識者」の覚悟と品格
論座



掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.